

## 特 記 仕 様 書

### I. 業務概要

1. 業務名	清掃業務委託
2. 業務場所	秋田県立保呂羽山少年自然の家 秋田県横手市大森町八沢木字大木屋73
3. 履行期間	令和8年4月20日から令和8年10月31日まで
4. 業務仕様	本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」(以下「共通仕様書」という。)による。
5. 対象業務	本仕様書の対象業務は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎日常清掃業務(屋内、屋外)</li> <li>◎日常巡回清掃業務(屋内、屋外)</li> <li>◎定期清掃業務</li> </ul>

### II. 共通事項

1. 業務の範囲	本業務範囲は、「清掃面積等調書(別紙1)」のとおりとする。
2. 業務日と作業時間帯	<p>(1) 日常清掃業務及び日常巡回清掃業務(「作業内容(別紙2)」)          業務日:原則として月曜日を除く週4日(ただし、土日祝日及び8月12日から8月14日を除く。)ただし、所内用務等により実施日を変更する場合は、同一月に振替することとする。          作業時間帯:8時から15時まで</p> <p>(2) 定期清掃業務          詳細は、「Ⅲ. 個別事項」に定める。</p> <p>(3) 作業時間帯の制限          作業時間帯の制限については、施設管理担当者と協議すること。</p>
3. 業務関係図書	<p>(1) 業務計画書          標準仕様書に定める業務計画書を作成し、業務の実施前までに施設管理担当者の承諾を得ること。</p>
4. 業務の記録、報告及び検査	<p>(1) 業務の記録          作業実施等について、作業日報を記録し保管すること。</p> <p>(2) 業務の報告          次の書類等を取りまとめ、施設管理担当者へ報告すること。          ①月間の作業日報          ②定期清掃業務の作業前、作業中、作業後の写真及び調査報告書</p> <p>(3) 完了検査          業務を完了したときは、業務の履行について検査を受けること。</p>
5. 業務責任者の資格等	<p>(1) 業務責任者の資格等          業務責任者は、次のいずれかの資格等を有する者を選任する。          なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。          ・清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。)施行規則第25条第2号)          ・建築物環境衛生管理技術者(建築物衛生法第7条第1項)          ・ビルクリーニング技能士(職業能力開発促進法第44条第1項)          ・業務経験6年以上程度の者</p> <p>(2) 業務責任者の業務形態          業務責任者の業務形態は、常勤による。</p> <p>(3) 業務担当者の技術・技能の向上          受注者は、業務担当者の技術の向上、業務に従事する者として守るべきルール及びマナーの向上を図るため、定期的に研修を実施すること。</p>

6. 受注者の負担及び支給材料等	<p>(1) 負担の範囲</p> <p>① 業務実施にあたり必要となる清掃用資機材及び衛生消耗品は、受注者の負担とする。ただし、業務実施に必要な電気、ガス、水道等の使用料を除く。</p> <p>② 電気、ガス、水道等を使用する場合は、極力節約に努めること。</p> <p>(2) 支給材料等</p> <p>① 次の材料等は、支給品を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレトーパー（規格：古紙100%、107mm×170m）</li> <li>・ゴミ袋（汚物処理用含む）</li> </ul> <p>② 次の用具等は、貸与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気掃除機、刈払い機（燃料含む）</li> </ul>
7. 建物内施設等の利用	<p>(1) 居室等の利用 施設内の居室等の利用は施設管理担当者と協議すること。</p> <p>(2) 駐車場の利用 施設内の駐車場の利用は施設管理担当者と協議すること。</p>
8. 注意事項（留意事項）	<p>(1) 受注者は、業務関係者に作業衣等を着用させ、業務に従事する者であることを明確にすること。</p> <p>(2) 作業実施に当たっては、施設利用者等に支障のないように十分注意すること。</p> <p>(3) 精密機械・機器の設置場所の作業に当たっては、衝撃、ごみ、火気及び湿気等が発生することがないように十分に注意して作業を実施すること。</p> <p>(4) 電源を使用する場合は、容量オーバーによる停電が起きないように注意すること。</p> <p>(5) 建物、工作物、器具及び備品等に棄損を発見したとき又は損害を与えたときは、直ちに施設管理責任者に報告すること。</p> <p>(6) 建物環境において、不衛生な措置をとらないこと。</p> <p>(7) 作業中途での休憩及び作業終了後は各用具、資材の整理整頓並びに格納を行い安全で清潔な管理を行い、作業事故、施設利用者等の事故防止に努めること。</p>

### Ⅲ. 個別事項

定期清掃業務	<p>(1) 作業内容 床ワックス塗布 ・床洗浄は、表面洗浄（共通仕様書による）とする。</p> <p>(2) 業務実施日 実施日等は4月期とし、施設管理担当者と協議すること。</p> <p>(3) 作業範囲 「清掃面積等調書（別紙1）」のとおりとする。</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 清掃面積等調査書

## 1 日常清掃業務及び日常巡回清掃業務

棟名	階数	場所・区域	仕上材		清掃面積 (m <sup>2</sup> )	対象業務	
			床仕上げ	種別		日常清掃	巡回清掃
内訳 1-1 屋内清掃							
管理棟	1 F	エントランスホール	ビニール床	弾性床	140.80	1回/日	
管理棟	1 F	レクリエーションホール	ウレタン塗装フロア	木製床	411.60		※1
管理棟	1 F	事務室	ビニール床	弾性床	48.36	1回/日	
管理棟	1 F	会議室	ビニール床	弾性床	37.20	1回/日	
管理棟	1 F	所長室	クッションフロア	弾性床	24.50	1回/日	
管理棟	1 F	保健室	ビニール床、畳	弾性床	17.50	1回/日	
管理棟	1 F	職員トイレ	コンクリートタイル	硬質床	6.00		※1
管理棟	1 F	障害者用トイレ	ビニール床	弾性床	6.64		※1
管理棟	1 F	廊下	ビニール床	弾性床	32.34	1回/日	
宿泊棟	1 F	第1研修室	フローリングブロック	木製床	68.47		※1
宿泊棟	1 F	第2研修室	フローリングブロック	木製床	62.79		※1
宿泊棟	1 F	視聴覚室	フローリングブロック	木製床	85.33		※1
宿泊棟	1 F	トイレ	コンクリートタイル	硬質床	43.96		※1
宿泊棟	1 F	渡り廊下	ビニール床	弾性床	178.71	1回/日	
宿泊棟	1 F	食堂前ホール	クッションフロア	弾性床	32.70		※1
宿泊棟	1 F	食堂	クッションフロア	弾性床	184.00		※1
宿泊棟	1 F	浴室・脱衣所	ビニール床	弾性床	109.46		※1
宿泊棟	1 F	厨房トイレ	コンクリートタイル	硬質床	4.86		※1
宿泊棟	1 F	廊下	ビニール床	弾性床	60.18	1回/日	
宿泊棟	2 F	宿泊室	畳	弾性床	559.33		※1
宿泊棟	2 F	トイレ	コンクリートタイル	硬質床	74.43		※1
宿泊棟	2 F	廊下・ホール	クッションフロア	弾性床	204.44	1回/日	
宿泊棟	2 F	洗面所(2箇所)	ビニール床	弾性床	30.00		※1
宿泊棟	2 F	階段	ビニール床	弾性床	28.70	1回/日	
計					2,452.30		
内訳 1-2 屋外清掃							
管理棟	1 F	風除室	コンクリートタイル	硬質床	16.00	1回/日	
管理棟	1 F	玄関	コンクリートタイル	硬質床	8.00	1回/日	
屋外	—	キャンプ場トイレ	コンクリートタイル	硬質床	16.00		※1
屋外	—	キャンプ場食堂	コンクリートタイル	硬質床	144.45		※1
屋外	—	キャンプ場釜場	—	—	23.94		※1
屋外	—	キャンプ場	—	—	31,766.61		※2
計					31,975.00		

## 2 定期清掃業務

棟名	階数	場所・区域	仕上材		清掃面積 (㎡)	作業内容	
			床仕上げ	種別			
内訳 2-1 床ワックス塗布							
管理棟	1 F	エントランスルーム	ビニール床	弾性床	140.80	床洗浄 床樹脂ワックス塗布	
管理棟	1 F	レクリエーションホール	ウレタン塗装フロア	木製床	411.60		
管理棟	1 F	事務室	ビニール床	弾性床	48.36		
管理棟	1 F	会議室	ビニール床	弾性床	37.20		
管理棟	1 F	所長室	クッションフロア	弾性床	24.50		
管理棟	1 F	保健室	ビニール床、畳	弾性床	17.50		
管理棟	1 F	廊下	ビニール床	弾性床	32.34		
宿泊棟	1 F	第1研修室	フローリングブロック	木製床	68.47		
宿泊棟	1 F	第2研修室	フローリングブロック	木製床	62.79		
宿泊棟	1 F	視聴覚室	フローリングブロック	木製床	85.33		
宿泊棟	1 F	渡り廊下	ビニール床	弾性床	178.71		
宿泊棟	1 F	食堂	クッションフロア	弾性床	184.00		
宿泊棟	1 F	廊下	ビニール床	弾性床	60.18		
宿泊棟	2 F	階段	ビニール床	弾性床	28.70		
宿泊棟	2 F	廊下・ホール	クッションフロア	弾性床	204.44		
計					1,584.92		

### ※注意事項

- 1) 日常清掃の1回/日は、期間のうち103日程度とする。
- 2) 巡回清掃の※1は、期間のうち52日程度、※2は、期間のうち27日程度とする。

## 作 業 内 容

棟名	階数	場所・区域	日常清掃	日常巡回清掃
管理棟	1 F	エントランスホール	除塵、床部分モップ拭き	
管理棟	1 F	レクリエーションホール		床部分モップ拭き、ゴミ収集
管理棟	1 F	事務室	除塵、床部分モップ拭き	
管理棟	1 F	会議室	除塵、床部分モップ拭き	
管理棟	1 F	所長室	除塵、床部分モップ拭き	
管理棟	1 F	保健室	除塵、床部分モップ拭き	
管理棟	1 F	職員トイレ		床部分水拭き、洗面台・鏡拭き、 ゴミ・汚物収集、衛生陶器洗浄
管理棟	1 F	障害者用トイレ		床部分水拭き、洗面台・鏡拭き、 ゴミ・汚物収集、衛生陶器洗浄
管理棟	1 F	廊下	除塵、床部分モップ拭き	
宿泊棟	1 F	第1研修室		除塵、部分水拭き、ゴミ収集
宿泊棟	1 F	第2研修室		除塵、部分水拭き、ゴミ収集
宿泊棟	1 F	視聴覚室		除塵、部分水拭き、ゴミ収集
宿泊棟	1 F	トイレ		床部分水拭き、洗面台・鏡拭き、 ゴミ・汚物収集、衛生陶器洗浄
宿泊棟	1 F	渡り廊下	除塵、床部分モップ拭き	
宿泊棟	1 F	食堂前ホール		除塵、部分水拭き、ゴミ収集
宿泊棟	1 F	食堂		除塵、部分水拭き、手洗い場洗 浄・鏡拭き
宿泊棟	1 F	浴室・脱衣所		除塵、部分水拭き、ゴミ収集、 浴室水垢除去
宿泊棟	1 F	厨房トイレ		除塵、部分水拭き
宿泊棟	1 F	廊下	除塵、床部分モップ拭き	
宿泊棟	2 F	宿泊室		畳・棚部分水拭き
宿泊棟	2 F	トイレ（2箇所）		床部分水拭き、洗面台・鏡拭き、 ゴミ・汚物収集、衛生陶器洗浄
宿泊棟	2 F	廊下・ホール	除塵、床部分モップ拭き	
宿泊棟	2 F	洗面所（2箇所）		床部分水拭き、洗面台・鏡拭き、 ゴミ・汚物収集、洗面台洗浄
宿泊棟	2 F	階段	除塵、床部分モップ拭き 手すり拭き	
管理棟	1 F	風除室（屋外）	除塵、部分水拭き	
管理棟	1 F	玄関（屋外）	除塵、部分水拭き	
屋外	—	キャンプ場トイレ		床部分水拭き、洗面台・鏡拭き、 ゴミ・汚物収集、衛生陶器洗浄
屋外	—	キャンプ場食堂		除塵、部分水拭き、泥除去
屋外	—	キャンプ場釜場		灰収集撤去
屋外	—	キャンプ場		拾い掃き、枯葉・枯枝収集撤去 除草